## 平成29年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29	年6月29日(木)		
召集場所	神石高原田	町三和協働支援センター	- 2階 大集会室	2
開会時間	午後	後1時30分	閉会時間	午後3時 05 分
	1番	美田雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千惠子
出席農業委員	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
			10番	立原 孝生
	11番	大垰 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
	3番	今井 正勝		
			6番	三原 正義
出席推進委員				
			10番	川上恵
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	9番	圓道 タミ子		
議事録署名委員	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
出命した戦気	臨時職員	渡邉 由加利		

	日程及び提出議案の題目
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	非農地証明について
議案第2号	農地法第3条による許可申請について
議案第3号	農地法第5条による許可申請について
報告第1号	農地法施行規則第29条による届出について
6. 協議事項	(1) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
	(2) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

定刻となりましたのでただいまから平成29年度第3回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお脳い致します。			
(小致します。 会長挨拶 会 長 挨拶    おりがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は9番園道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますの「過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。   講長		±2505	
会長挨拶 会 長 挨拶 ありがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は9番個道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の进行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。 本日の議事録響名委員を指名します。3番向委員と4番小坂委員にお願いします。 議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙費地区担当の今井です。受付番号0-1について報告します。場所は の の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでに日判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご寝間ありましたらお願いします。 無な変第1号「非農地証明の申請について」申請通の許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 議長 野手全員でございます。申請通り許可することに対成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 第4 長 参考書のかたの挙手をお願いします。 場所は サール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・ア	第二会 	爭務同長	
事務局長 ありがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は9番国道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。	. —		
#務局長 の欠席者は9番圓道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。  ※ 日の議事録署名委員を指名します。3番向委員と4番小坂委員にお願いいたします。  ※ 本日の議事録署名委員を指名します。3番向委員と4番小坂委員にお願いいたします。  ※ 議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願いします。	会長挨拶	会 長	1
事務局長 会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。			ありがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日
■			の欠席者は9番圓道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員
の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。3番向委員と4番小坂委員にお願いいたします。 議案第1号 非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願いします。 (事務局説明)  ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号の一1について報告します。場所は の		事務局長	会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日
		<b>430/91</b>	の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立す
議事録者名 要員選任 議案第1号 議長 議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号〇一1について報告します。場所は一の一般であります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 議長 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 議長 等手全員でございます。申請通り許可することとします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 受付番号3-5について報告します。場所は 今井推進 季島			ることをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3
議長 いたします。 議案第1号 議長 「いたします。			条」の規定により会長にお願いします。
議長 (いたします。) 議長 (いたします。) 議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙費地区担当の今井です。受付番号〇一1について報告します。場所は の	議事録署名	議長	本日の議事録署名委員を指名します。3番向委員と4番小坂委員にお願い
議長 します。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号の一1について報告します。場所は、の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 議長 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 受付番号3-5について報告します。場所は、からします。場所は、よりもは、おります。6月29日美田農業委員と、おります。6月29日美田農業委員と、おります。6月29日美田農業委員と、自己は、中請者である議渡人は申請地を相続により	委員選任	nay 17	いたします。
します。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。  安田、仙養地区担当の今井です。受付番号○−1について報告します。場所は から の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移りたいと思います。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 議長 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 受付番号3−5について報告します。場所は りゅう の場所へあります。6月29日美田農業委員と の場所へあります。6月29日美田農業委員と 同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により	議案第1号	議長	議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明お願い
議長 ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号の一1について報告します。場所は の		nax 17	します。
議長 す。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号の一1について報告します。場所は から から から の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については 平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移りたいと思います。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 議長 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。 受付番号3-5について報告します。場所は から 受付番号3-5について報告します。場所は から の場所へあります。6月29日美田農業委員と の場所へあります。6月29日美田農業委員と の場所へあります。6月29日美田農業委員と の信のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により			(事務局説明)
す。報告をお願いします。 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号の一1について報告します。場所は から から の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移りたいと思います。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成)		業上	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っておりま
テ井推進 表員 所は の の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については 平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状につい ても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。		明 又	す。報告をお願いします。
今并推進 す。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については 平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状につい ても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。			安田、仙養地区担当の今井です。受付番号0-1について報告します。場
す。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については 平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移りたいと思います。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成)		<b>今</b>	所は の の の の の 場所へありま
平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。  講 長 ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移りたいと思います。 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。  (全員賛成) 議 長 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。  (事務局説明) ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。  受付番号3-5について報告します。場所は の場所へあります。6月29日美田農業委員と 同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により			す。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については
<ul> <li>議長</li> <li>ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</li> <li>無いようでございますので採決に移りたいと思います。</li> <li>議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</li> <li>(全員賛成)</li> <li>議長</li> <li>挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</li> <li>続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。</li> <li>(事務局説明)</li> <li>ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。</li> <li>要付番号3-5について報告します。場所は</li> <li>から</li> <li>の場所へあります。6月29日美田農業委員と</li> <li>の場所へあります。6月29日美田農業委員と</li> <li>両行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により</li> </ul>		X A	平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状につい
			ても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。
議長 議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。		議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
農業委員のかたの挙手をお願いします。			無いようでございますので採決に移りたいと思います。
(全員賛成)		議長	議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の
議長挙手全員でございます。申請通り許可することとします。議長続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。事務局説明)ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。受付番号3-5について報告します。場所はの場所へあります。6月29日美田農業委員との場所へあります。6月29日美田農業会員との場所へあります。6月29日美田農業会員との場所へあります。6月29日美田農業会員との場所へあります。6月29日美田農業会員との場所へあります。6月29日本産業会員との場所へあります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよります。6月29日本産業会員とのよりまするまするるまする。6月29日本産業会員とのよりまするまするまする。6月29日本産業会員とのよりまする。6月29日本産業会員とのよりまするまするまするるる。6月29日本産業会員とのよりまするるるるるるまするるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる			農業委員のかたの挙手をお願いします。
議長続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。議長ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。受付番号3-5について報告します。場所は受付番号3-5について報告します。場所はからの場所へあります。6月29日美田農業委員と同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により			(全員賛成)
議集長とします。事務局は説明をお願いします。議長ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。 報告をお願いします。今井推進 委員受付番号3-5について報告します。場所は の場所へあります。6月29日美田農業委員と 		議長	挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
<ul> <li>とします。事務局は説明をお願いします。</li> <li>(事務局説明)</li> <li>ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。</li> <li>報告をお願いします。</li> <li>受付番号3-5について報告します。場所は</li> <li>からの場所へあります。6月29日美田農業委員と</li> <li>同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により</li> </ul>	※安笠 〇 口	# ∈	続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題
議長       ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。 報告をお願いします。         受付番号3-5について報告します。場所は       で場所へあります。6月29日美田農業委員と         つ場所へあります。6月29日美田農業委員と       同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により	議条男とち	<b>議</b>	とします。事務局は説明をお願いします。
議長 報告をお願いします。			(事務局説明)
報告をお願いします。		=** =	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。
今井推進 一参手を表しましました。申請者である譲渡人は申請地を相続により		議 <b>長</b>	報告をお願いします。
今井推進			受付番号3-5について報告します。場所は 、
■		<b>△++</b> #\#	から の場所へあります。6月29日美田農業委員と
<b>全貝</b> 継承されましたが維持管理が困難なことから今回譲渡したいということ			
l l		<b>委員</b>	継承されましたが維持管理が困難なことから今回譲渡したいということ
です。譲渡につきましては譲渡人の所有の住宅(空き家バンク)を購入さ			です。譲渡につきましては譲渡人の所有の住宅(空き家バンク)を購入さ

		れ3月の農業委員会で3条申請により農地を借り受けて農業を始められ
		たが今回規模拡大のため申請されました。農地利用状況調査によりB判定
		された土地もありますが現在の状況では多少手間はかかるかもしれない
		が農地への復旧は可能だと思われます。以上です。
	₩ =	ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いしま
	議長	す。
		無いようですので採決を行います。議案第2号「農地法第3条による許可
	議長	   申請」について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願
		いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
		続きまして議案第3号「農地法第5条による許可申請について」を議題と
議案第3号	議長	します。事務局は説明をお願いします。
	<b>市政民</b> 目	
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。推進委員による現地調査を行っています。報告
		をお願いします。
		井関、大矢地区の川上です。受付番号5-6、5-7について報告します。
		場所は <b></b> に入ったところになります。6月
		25日に立原農業委員と 同行のもと調査しました。申請のあった
	川上推進	土地は農業振興地域の除外申請中ですが現在作付はされてなく維持管理
	委員	をされていた農地であります。農業公共投資の対象となっていない生産力
		の低い小集団の農地で、その他2種農地です。経済産業省の再生可能エネ
		ルギー発電施設認定申請中ではありますが許可の要件を満たしていると
		考えます。以上です。
	=* =	ありがとうございます。続きまして5-8の案件について今井推進委員お
	議長	願いします。
		受付番号5-8になります。場所は から
		を 入った場所にあります。6月29日に美田農業委員同行
		<del></del>
	今井推進	ますが現在、高齢のため作付されてなく農業公共投資の対象となっていな
	委員	い生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。経済産業省の再生可
		能エネルギー発電施設認定申請中でありますが許可の要件を満たしてい
		おエネルー 元電旭改画を中間中でありなすが可可の安任を過たしてい   ると考えます。以上です。
		ありがとうございました。続きまして、5-9の案件お願いします。
	一	
		高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号5-9について報告します。
	小寺推進	場所はこれは、全国は、大学のでは、ままりには、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
	委員	す。6月20日に佐伯会長と私で調査しました。申請のあった農地は農業
		振興地域除外申請中ではありますが平成8年にほ場整備された第1種農
		地です。第1種農地は原則不許可ですが現在譲渡人と同居されている子供

		+4000000000000000000000000000000000000
		夫婦の住宅であり現在の宅地は狭く新しく建てる余地もないので申請を
		されています。ほ場整備団地の一番端に位置する畑であり問題もないもの
		と思われます。以上です。
議	長	ありがとうございました。5条申請に対します説明が終わりました。ご意
usw		見、ご質問ありましたらお願いします。
小坂	農業	太陽光パネルの設置に伴う借り受けとか譲渡ですが業者に貸すんだと思
		うんですが中電さんに借り受け人が託すという事でエネルギー発電施設
<b>3</b>		などすべて中電さんになるのか?
		中電で工事される方は連携工事をするという契約を交わされます。その時
		連携するためにこの方が負担金を払われてやるんですけど電気を売買す
古双	-	るのはこちらの申請者で中電は連携契約人というか申請はあくまで会社
<b>争</b> 例。	局長	の方となります。連携工事の契約の負担金の納入をこちらのほうで確認し
		て許可を出しているわけですけど工事の主体はこちらになっておるわけ
		です。そういう位置づけになっております。
-1	بلند طعاء	そういう農地を太陽光パネルにして非農地を有効活用して推進というこ
	農業	とは。そういう相談を農業委員、推進委員に話が来たときにどういう対応
	員	をすれば良いか。
		推奨しているわけではない。新たに設置するときにこういう農地が目を付
		けられやすい。転用の許可を出すときに農地の条件として田んぼ等の真ん
		中に施設を作ると周りの農地の活用に支障をきたす恐れがあるというこ
		とでこういう施設を作る時には他に場所はないか、大体あがってくる申請
		が第2種農地でほとんどが畑とか田んぼなら一番端のほうに申請が多い
事務	局長	ので周りの状況を見させて頂いて判断させていただいてます。農地につい
		ては事前に申請をあげてもらう前に事前協議ということで事務局にきて
		頂いて確認をされます。農業振興地域に本町はほとんど入ってますので地
		番を伺ってどういう場所になるのか見ながらその段階で少し協議させて
		もらってます。
		国の再生エネルギーの認定をとって中電との売買契約が成立して負担金
		中電の契約はおそらく20年だろうと思います。ですから、20年経過後
		中電の実際は30で5くとし年にうりと思います。 ですから、20年程過度   においては料金体系も変わってくると思いますのでその時点で色々混乱
		も起きてくるのではないだろうかと思います。それと第1種農地について (国の対象会が3~702票地)の大陽火発電は其大物にできないのだが
= <del>¥</del>	_	(国の補助金が入っている農地)の太陽光発電は基本的にできないのだが
議	長	一時転用という形で第1種農地についても営農型発電システムでパネルの大変の大変にある。
		の下で農作物を栽培して設置する前の8割以上の収穫が確保できるもの
		については3年間の一時転用で認めていいというのがございます。3年、
		3年で一時転用の繰り返しを行っていくという事で途中3年の更新の時
		期においてパネルの下の作物を作ってなかったとか実績において収穫が
		できてなかったという事態が発生した場合は許可を取り消しなさいよと
		いう形がございます。町内でも1件だけこの制度を使った太陽光発電があ

	T	
		ります。県内でも多く出ておりません。今回の案件で76k、73kの数
		値となっています。おそらくこの地域で中国電力は50k以外の契約はし
		てない。これだけのパネルを設置しているのは将来的にパネルが古くなる
		と発電能力がおちるんでそのために多くのパネルを設置しているのだと
		思う。
		の第1種農地の案件ですが写真綴りの9ページを見て頂くとわか
	事務局長	るのですがすでに造成のほう着手されていました。今は工事のほうは中断
	争协心区	してもらって状況ですけど始末書のほうを提出して頂いて今回の案件に
		しています。
		他にご意見ご質問ありませんか。
	# ■	無いようでございますので採決に移らさせて頂きます。
	議長	議案第3号「農地法第5条による許可申請について」申請通り許可するこ
		とに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
却生祭4日	= =	続きまして報告第1号「農地法施行規則第29条による届出について」を
報告第1号 	議長	議題とします。報告をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。
	議長	報告をお願いします。
		受付番号2-1について報告します。場所は
		から のところにあります。6月16日に小坂農業
	— <del></del>	
	三原推進	
	委員	です。届け出は5月でしたがすでに設置が完了していました。今回の転用
		面積は18㎡で農地法施行規則で届け出の対象面積が200㎡以下とな
		っておりますので特に問題ないかと思われます。
		ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		先ほど説明がありました様に農業用施設につきましては200㎡以下は
	議長	農地法の転用の必要性はありません。事前に届書を農業委員会の方へ提出
		頂ければそれで済むという形になってます。
		無いようでございますので報告とさせていただきます。
		続きまして協議事項に入らせていただきます。
↓カ=辛 <del> </del> ▼エ	====	「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価」合わせて
協議事項	議長	「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を議題とします。
		事務局の説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	伊勢村農	認定農業者が前年度よりも82から77に減っているのはなぜか?協議
L		1

業委員	事項1で経営耕地面積というのがあるが考え方がよくわからない。
+7400	認定農業者は辞められた方がおられるということで現在の数は77とい
事務局長 	うことになっています。
伊勢村農業委員	認定農業者の更新は5年に一度ということだが。
	更新をされなかったということです。もう一つは経営耕地面積ですが、こ
**PE	れは農林業センサスの数値でこの数値は各農家の方に調査票を配られて
事務局長	その数をあげた面積になっていると思います。農林業センサスに掲載され
	ている数値です。
伊勢村農	農地台帳と耕地面積、その間遊休農地があってそこからすれば100ha
業委員	ずつ違う。経営耕地面積が離れすぎているのか。
	山林化になっている土地は耕地ではないと思って農家が外していたら全
	く面積に反映されてないので。中には間違って記載することもあると思
事務局長	う。haなど単位を間違えることも。国が全て集計した数値になるのでこ
\$30,400	の数値を使いなさいということもある。
	ここで確認協議して頂いてるのですが県の方とも数値を提出して確認等
	してもらってます。
議長	他にありませんか。
小寺推進	農業経営のことなんですが4経営体は個人、法人含めての数なのか。例え
委員	ば空き家バンクに入ってる方なのか、新規就農の方なのか。
	法人が2で新規就農の方2で4になります。 で始められる方で
	す。もう一つは農業されていたが適格化法人として新たに参入された方の
事務局長	4経営体になります。新たに新規就農して頂くこともお願いしたい。5経
	営体くらいを目標にかかげて活動していきたい。こちらの数値も産業課と
+ 1454	相談しながら報告させていただきたいと思います。
小寺推進	農地の利用意向調査というのがあるんですが、先般行った日南町が打ち出
委員	して書いてもらうようなものなんですか?
	先般、 に行ってお話を聞かれたものは の意向調査という の意向調査という
	ことです。本来、法律で決まっている利用意向調査というのは農地パトロー
	ールを8月からやって頂くんですけどこれは利用状況調査でいわゆる農 地パトロールです。これで農地を調べてもらってその中で遊休農地、農地
	おハトロールです。とれて展地を調べてもろうでその中で歴が展地、展地   としてまだ使える状態であるのに作付や管理をされてないような農地を
	遊休農地として判定していただくとその遊休農地に対して今後どのよう
事務局長	にするか利用意向調査という国で決まった調査票があってこれをお配り
争奶问及	して記入してもらってます。自分で作る、農地中管理機構に貸し付けても
	いい、貸付地を自分で相手を探すなど回答は5項目決まってます。中間管
	理機構に貸し付けをマルした段階で作付しなくても勧告対象から外れま
	す。自分で作付するや相手を自分で見つけるに〇を付けたら意向調査に基
	づいて半年後次の年の利用状況調査でその通りになっているかまた調査
	をしに行きます。この前、が説明されたのはそうなるのを防ぐため
	こ 0 10 13 C 0 7 0 C 0 7 13 (

Г	
	に前もってアンケートや聞き取りをしてどういう風に思ってるか早い段
	階で手を打っていくのはどうかということで独自でされています。
	意向調査というのは今後パトロールをした結果の中でA判定をうけたも
	のについては所有者に調査票を送るというのが意向調査です。現在は耕作
	されているが今後後継者がいないよとか作ってもらいたいとか農家の意
	向をある程度知っておく必要があるんじゃないかというのが今の課題で
	す。それをパトロールするときにやるか時間がある時にやっていくか今後
	検討する必要性があると思います。例えば田植えとトラクターの作業だけ
	やっているがあとは人に任せているという方がいて今やっている人がリ
	タイヤした場合それと同時に作業委託にだしている方は辞めるのか受託
	者を探すのか場合によってはなど体制整備をしてカバーするの
議長	か今後の課題になっていくると思います。今回国の方から行政等へ対して
	農業振興またはバックアップ体制等の要請をするために農家を集めて座
	談会をしなさいという指示がきております。十分集まって頂けないでしょ
	うからうちの場合は即できるという状況ではないんですがなんらかの方
	法で農家の意向を十分聞いたうえで意見書という形で町長へ提出する内
	容を今後つめていく必要性がある。特に神石高原町は認定農業者の会とい
	うのがないんです。よその市町には認定農業者の会を作っているところが
	あるのでそういう会合のなかで色々意見を聞かれている。本町の場合そう
	いうものがないのでどういう方法をとっていけばいいか早急に検討して
	いく必要性があるんじゃないかと思う。
小坂農業	広報によると町長が各地域で懇談会をするという。その中にこの項目を入
委員	れて聞いてみるというのは。
	今回町長は3項目に絞ってやりたいということで振興会で話をしていま
	した。なかなか内容的に人が集まるのが難しいと思います。その中で農業
	問題として意見があがればなと。町に対する意見書というのは前の法律で
	は建議からという形で農業委員会の方から年に一回町長、議長に対して情
	報や意見を出しなさいよというのがあったんですが今回建議から農業委
	員会として農業のあり方について町長へ対して意見をしなさいよと法的
	に決められているんで多少今までのよりも内容の見直しをしないといけ
議長	ないが実は昨年からやる必要性があったのだができなかったので今年は
	農業委員、推進委員の意見を集約しながら方向を定めていかないといけな
	いと思います。どういう方法をとるのかみなさんの方でも地域で行政にこ
	ういう事をしてほしいみたいな意見があれば耳を長くしておくことも必
	要かと思います。認定農業者の人、一同に77人集めても話がまとまらな
	ければある程度職業別に集約したものへ集まるか検討する必要性がある
	かと。町長の分もこれは各自治振興会から計画をしないといけないように
	なってたので要望を出しとけばいいかと思います。
	国も農業委員に対してこういったものをしたら、県も独自で独自でこうい
事務局長	ったものをしたら、果たしてうちの中でどういうやり方がいいかどうすれ

	1	
		ば理解して進めていけるかなど考えながら取り組んでいく必要性がある。
		その一つでを見て頂いたんですがなかなか集まって話をすると出
		てこないけど各家庭で色々事情があってほんとうはこう思ってるという
		のを聞き出そうとするなら聞き取り表のような簡単な項目のようなもの
		でいいので集めてまわるのもどうかなと、今年は考えながら進めていこう
		かと思っています。
		以前から1種農地荒廃地に対する地目変更等言ってましたが先般申した
		ように基本的に20年以上基盤整備をして耕作をしていない荒れてしま
		っている農地については地目変更もやむを得ないような解釈もあります
		しこれに対する基準づくりの方も県が動きだしました。来月の7日に農業
		会議と就農支援課の職員がいきましてパトロールのやり方と合わせて町
		内で1種農地の荒廃が進んでるようなところを現地を見せてほしいとい
	===	う話がきておりますので県も動きだしてくれたのかなぁっと思いますの
	議長	で今後問題がある場合は1つ1つ行政へあげてこれからも続けていきた
		いと思います。
		   他にご意見はございませんか。
		無いようでございますので「平成28年度の目標及びその達成に向けた活
		動の点検・評価」「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
		で検討した内容を一部修正してホームページへの掲載、県への報告とさせ 
		て頂きます。
	議長	以上で総会を終わります。
		午後3時05分
1	1	